

勝浦町総合ハザードマップ作成委託業務仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、勝浦町（以下「甲」という。）が実施する勝浦町総合ハザードマップ作成委託業務（以下「本業務」という。）に適用し、受託者（以下「乙」という。）に委託する業務の仕様を定めるものである。

2. 業務目的

本業務は、徳島県より新たに公表された中小河川（小規模河川）の洪水浸水想定区域図、土砂災害特別警戒区域図等を踏まえ、住民及び・旅行者等が本町において想定すべき災害（土砂・地震）に係る情報を分かりやすく提供し、町民の自助・共助意識を高め、災害発生時に円滑で適切な避難行動につなげるとともに、被害を回避、又は最小限にとどめることを目的とし、総合ハザードマップ作成を行う。

3. 委託名

勝浦町総合ハザードマップ作成委託業務

4. 委託期間

契約締結の翌日から令和9年2月26日まで

5. 準拠する関係法令等

本業務は、本仕様書及び下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1)災害対策基本法
- (2)災害救助法
- (3)水防法
- (4)河川法
- (5)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (6)防災基本計画
- (7)徳島県地域防災計画・水防計画
- (8)勝浦町地域防災計画（令和4年7月）
- (9)水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省）
- (10)土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（国土交通省）
- (11)「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府（防災担当））
- (12)「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き（第2版）」（国土交通省）
- (13)「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」（国土交通省）
- (14)「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」（国土交通省）
- (15)「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））
- (16)「洪水ハザードマップ作成の手引き（改訂版）」（国土交通省）
- (17)市町村のための水害対応の手引き（内閣府）

- (18)避難情報に関するガイドライン(内閣府)
- (19)避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (内閣府)
- (20)土砂災害避難警戒ガイドライン (国土交通省)
- (21)その他関連法令並びに省令・通達・マニュアル

6. 業務対象区域

本業務の対象区域は、勝浦町全域とする。

7. 提出書類

乙は、本業務を実施するにあたり、次の書類を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1)委託業務実施計画書
- (2)業務着手届 (任意様式)
- (3)業務工程表 (任意様式)
- (4)その他、甲が必要と認める書類

8. 関係官公署への手続き

作業実施のための必要な関係官公署等に対する諸手続きは、甲と協議の上、乙において迅速に処理しなければならない。

9. 紛争の回避

乙は、許可なく他人の土地に入ってはならない。また、住民と無用の軋轢をおこさぬよう十分に注意し、本業務を遂行するものとする。

10. 損害賠償

本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、乙の責任において解決するとともに、甲に発生原因および経過等を速やかに報告するものとする。

11. 秘密の保持

乙は、本業務の遂行により知りえた情報を甲の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

12. 個人情報の保護

- (1)本業務の履行にあたって乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (2)乙は、本業務により知りえた情報については、業務中はもちろんのこと、完了後も第三者に漏らしてはならない。
- (3)乙は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理をしなければならない。

13. 成果品の瑕疵

乙は、納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は乙が負担するものとする。

14. 成果品の帰属

本業務の成果品及びデータは、全て甲の所有とし、甲の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならないものとする。但し、ソフトウェアプログラムなど乙あるいは第三者が保有すると認められる著作物については、その著作権は留保されるものとし、甲はその一部使用权及び使用許諾をもって使用するものとする。

15. 検査

乙は、業務完了後に甲による検査を受け、必要ある場合は速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

16. 貸与資料

本業務に必要と認められる資料を乙に貸与できるものとし、貸与された資料は責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに甲へ返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

17. 疑義等の対応

本業務の遂行に際し疑義等が生じたときは、甲と十分協議のうえ、的確に対応すること。

18. 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は原則として、次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡・メール等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。また、打合せ協議の内容について議事録を作成し、甲の確認を受けなければならない。

- (a) 業務着手時
- (b) 業務中間時（2回）
- (c) 成果納入時

19. 計画準備

計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

20. 資料収集・整理

業務実施にあたり必要となる資料として、本町における防災に関する各種資料等を収集・整理するものとする。収集整理した資料をもとに、ハザードマップ等の作成に必要な防災関連情報の整理を行う。

- (1) 勝浦川水系勝浦川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
- (2) 中小河川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
掛谷川、本沼江谷川、西谷川、生名谷川、久国谷川、坊ヶ谷川、岩屋谷川、婆羅尾川、神谷川、坂本川、沼谷川、内谷川、立川、黄檗川
- (3) 過去の浸水実績（平成 26 年台風 11 号・12 号）
- (4) 土砂災害警戒区域等
- (5) 山地災害防災マップ（山地災害危険地区）
- (6) 施設等に関する諸元
- (7) その他

21. 洪水浸水想定区域等の更新

- (1) データ収集整理
勝浦川水系勝浦川 洪水浸水想定区域図、中小河川洪水浸水想定区域図、過去の浸水実績、土砂災害警戒区域、山地災害防災マップ等に関する GIS データを収集整理する。
- (2) 洪水浸水想定区域等の更新
洪水浸水想定区域データを、水害ハザードマップ作成の手引きに基づき分類し、マップに掲載する。また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）も掲載する。
- (3) 過去の浸水実績の掲載
平成 26 年台風 11 号・12 号の浸水実績を整理し、マップへの掲載を検討する。ただし、各洪水浸水想定区域に包括される場合には、掲載方法について協議の上検討する。
- (4) 土砂災害警戒区域等の更新
土砂災害警戒区域等、山地災害防災マップ等を整理し、提供されたデータに従い、マップ上の土砂災害のおそれがある場所として反映させる。

22. 施設等データ整理

災害対策本部、水位観測所、雨量観測所、ライブカメラ、指定緊急避難場所、要配慮者利用施設等について整理を行う。

23. 冊子作成

- (1) 冊子（防災情報ページ）の作成
洪水に関する知識や避難に関する注意事項や洪水浸水想定区域図などを取りまとめた冊子データを作成する。原則として水害ハザードマップ作成の手引き等の参考図書に準拠するものとする。巻末には封筒を貼り付け、各マップを封入する。

(2) 冊子の構成

(1)で作成したページを以下の仕様に合うよう印刷形態を想定した構成とする。なお、冊子巻末には、マップ封入用封筒を貼り付けるための貼付位置を示す。

[冊子] 表紙：297×220mm 本文：297×220mm、20頁 フルカラー 中綴じ製本

[マップ封入用封筒] 230×207mm

24. マップ作成

水害ハザードマップ作成の手引きに従い、掲載の必要があると認められる事項について、発注者と協議の上、前述した各種情報をマップに掲載するものとする。

マップ作成にあたっては、各河川の洪水浸水想定区域図（最大想定規模）の最大値及び最大範囲を合成し、洪水浸水想定区域として作成する。マップ全10面のうち、1面を町全域（山地災害危険地区等を掲載）、9面（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を掲載）を9エリア程度に分割した拡大マップとして作成するものとする。

なお、マップの表示縮尺については原則として水害ハザードマップ作成の手引き等の参考図書に準拠するものとし、各面の掲載内容・構成については検討した上で発注者と協議し決定するものとする。

(1) マップ用区域データ作成

徳島県から提供される各対象河川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）及び土砂（特別）警戒区域等のGISデータを用い、浸水深ランク、土砂災害（特別）警戒区域、山地災害危険地区等、ハザードマップ用の各種データに編集する。なお、背景図として用いる地図は、砂防基盤図等の地図精度2,500分の1程度の地図を基本として用いること。

(2) 施設等データ作成

勝浦町が提供する施設等に関する情報を取りまとめ、ハザードマップに掲載できるように作成する。

(3) マップデータ作成

洪水浸水想定区域や指定緊急避難場所等の位置・名称を記載した下記の仕様に準拠したマップデータを作成する。

[マップ構成] 546×768mm、5枚 両面フルカラー

25. 印刷校正

マップを作成するにあたり、原図案を等倍印刷した資料を作成し、全体イメージの確認、内容確認、概ねの色確認等を行う（簡易校正）。また原稿確定後に印刷を行うにあたって、実際のインキ印刷機を用いて印刷を行い、印刷色の確認を行う（本機校正）。基図構成1回以上、内容校正2回以上、色校正2回以上を行い、発注者の校正指示を受け、これらについては、勝浦町の確認後に印刷を行う承認を得ること。

26. 勝浦町ホームページにおけるハザードマップ情報のデータ作成

作成したハザードマップに関する情報を、住民に分かりやすく伝えるため、既存の本町ホームページにおけるハザードマップ情報のデータ作成を行う。データ形式は PDF 形式とし、内容についての詳細は、発注者と協議を行い決定するものとする。

27. 報告書作成

検討経緯等を総合的にとりまとめ、報告書にまとめるものとする。また、本業務で整理した防災関連情報等については、今後の利活用をふまえ GIS データ (shape 形式) でとりまとめることとし、作成したハザードマップは発注者が受注者の承諾を得ず増刷可能な状態で電子データを納品するものとする。

28. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 勝浦町総合ハザードマップ 2, 300部
冊子、マップ (5枚、両面印刷、マップ封入用封筒に封入)
- (2) 上記1のPDFデータ一式
- (3) 上記1の原稿データ Adobe 社のイラストレーター (AI 形式) 一式
- (4) 打ち合わせ記録簿、同電子データ各一式
- (5) 業務報告書 (A4版) : チューブファイル、同電子データ各一式
- (6) 勝浦町ホームページホームページ用データ (PDF形式)
- (7) 法令改正情報資料、同電子データ一式
- (8) 防災関連情報 GIS データ (shape 形式)
- (9) その他発注者が必要とする資料

29. 納入場所

成果品は、発注者が指定する場所へ指定する方法で納品する。